

《2025年4月14日》

## 「高レベル放射性廃棄物を搬出する約束を守らせる」 国等との国会議員、市民ヒヤリング集会開催要項（案）

### 1、主旨

六ヶ所村に、1995年4月26日（平成7年）に貯蔵期間を30年から50年間の約束で、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）が搬入された。期限は2045年4月25日である。

搬出約束の期限まで残り20年となったにもかかわらず、最終処分地も決まらず、貯蔵期間が延長され、実質最終処分地されるのではとの不安と苦悩が続き本県のイメージダウンが懸念される。

（NUMOによれば、最終処分場開始までに、調査、建設で約30年必要としている）

福島原発事故で発生した除染土を中間貯蔵している福島県内から、県外の最終処分場に2045年3月までに搬出すると規定している法律に基づいて、国は昨年12月に首相を除く全閣僚で構成する会議でロードマップ（工程表）を今年夏までに策定することを決定した。

福島県同様に、国が全面的に取り組み、搬出期限の約束を守らせるため、国関係省庁等のヒヤリングを開催する。

（六ヶ所村の一時貯蔵期間の立法措置については、これまで知事に対する公開質問状で要請してきたが、県は国に求めようとせず、国も応じていない）

### 2、主催

核のゴミから未来を守る青森県民の会

### 3、日時

2025年5月13日（火）午後3時～5時30分

### 4、内容

- ・ 1部 国等ヒヤリング（要請書提出）午後3時～ 1時間半程度  
（一問一答方式とする）
- ・ 2部 報告集会 午後4時30分～午後5時30分

### 5、会場

衆議院第2議員会館第5会議室 地下1階（定員42名+補助椅子24=最大66名）  
15:00～17:30（会議室は、14:00～ 使用可能です。）

### 6、参加者

- ① 主旨に賛同する国会議員
- ② 主旨に賛同する団体、個人（県内外を含む）
- ③ 県民の会会員

## 7、国、事業者等出席者（交渉中）

- ・資源エネルギー庁
- ・原子力規制庁
- ・電気事業連合会

## 8、ヒヤリング内容

- ① 安全協定（1994年平成6月12日締結）で一時貯蔵期間を「30年～50年」としたのは、日本原燃が平成6年11月15日で県に提出した「六ヶ所廃棄物管理施設でのガラス固化体の管理期間及び管理期間終了後の取り扱い」で「国の方針」と明記していることから、搬出期限は国の責任が大きく、国の責任を問う。  
（1987年昭和62年6月、1994年平成6年6月の原子力長計、2005年平成17年10月原子力大綱、2008年平成20年3月最終処分計画参照）
- ② 国、電気事業連合会に、2045年4月25日までに搬出する具体的対応と、その担保を求める（立法措置、ロードマップ策定など）
- ③ 2045年4月までに最終処分場の操業が不可能であることから、最終処分地以外への搬出について国、電事連に具体的検討を求める。
- ④ 最終処分法に基づく処分計画の早期策定を求める。
- ⑤ 最終処分に関する安全規制の法的整備を求める。
- ⑥ 六ヶ所再処理工場のアクティブ試験及び本格操業で発生するガラス固化体の管理期間、搬出先、搬出責任の明確化を求める。（海外返還1830本貯蔵、2007年（平成19年）からの試験で346本発生し、本格操業で年間1000本発生予定）
- ⑦ むつ中間貯蔵施設に搬入された使用済核燃料が50年以内に六ヶ所再処理工場で再処理され、ガラス固化体はその後30年から50年間同工場で保管されるとのことであるが、青森県からガラス固化体が全て搬出される時期について問う。
- ⑧ 第7次エネルギー基本計画では使用済 MOX 燃料の再処理を六ヶ所再処理工場で想定しているが、それに伴ない発生するガラス固化体の発生量、保管期間、搬出先、搬出責任及び青森県からガラス固化体が全て搬出される時期について問う。
- ⑨ 第7次エネルギー基本計画に、ガラス固化体（六ヶ所再処理、海外返還分含め）の管理期間、搬出責任及び最終処分場開始時期が明記されていないことから、各々の計画をエネルギー基本計画同様、閣議決定することを求める。

## 9、参加申し込み

① 会場参加希望者は、5月7日までに事務局に、氏名、住所、連絡先（携帯電話番号・メールアドレス・所属団体名）を明記し、メール又はFAXで申し込み

- 県民の会メールアドレス miraiomamoru.kenminnokai@gmail.com
- FAX 0176-54-4050（事務局伊藤和子自宅）

※ 記録を収録して、後日HP等に掲載する方法もあります。

## 10、参加費

無料とします。

## 11、事務局、問い合わせ

- 「核のゴミから未来を守る青森県民の会」  
青森県八戸市根城9丁目 19-9 浅石法律事務所内

メールアドレス miraiomamoru.kenminnokai@gmail.com

事務局 伊藤和子 090-1939-9467

FAX0176-54-4050

# 高レベル放射性廃棄物を搬出する 約束は守らせる

## 国・事業者との ヒアリング集会

国（資源エネルギー庁・原子力規制庁）・事業者（電気事業連合会）に対し  
要請書、質問をし、一問一答のヒアリング集会を開催します。 省庁等に交渉中

日時 2025年

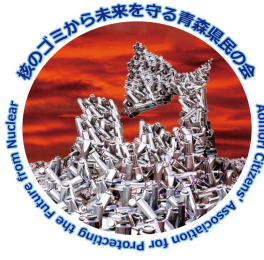
5月13日（火）  
午後3時～5時30分

会場

衆議院第2議員会館第5会議室  
地下1階

第1部 午後3時～  
国等とのヒアリング  
（要請書提出・一問一答質問）

第2部 午後4時30分～  
報告集会  
後日YouTube配信を予定



・六ヶ所村に1995年4月26日に貯蔵期間を30年から50年間の約束で、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）が搬入されて30年。

・早ければ今年4月25日、遅くとも2045年4月で搬出約束の期限。

残り20年、しかし最終処分地も決まらず、貯蔵期間が延長され、実質最終処分地にされるのではとの不安と苦悩が募っています。

・青森県は国との「確約書」、事業者とは「安全協定」で搬出を約束しているから「その約束を守らせる」の説明の繰り返しだけです。

・今回、国会議員・市民が国（資源エネルギー庁・原子力規制庁）・事業者（電気事業連合会）省庁等に交渉中）に対し、ヒアリング集会を開催、国に全面的に取組、搬出期限の約束を守らせるために・国の責任・搬出期限までの具体的ロードマップ策定・最終処分法に基づく処分計画の策定、などの質問・要請し、見解を聞きます。

参加・傍聴をよろしくお願いします。

主催 「核のゴミから未来を守る青森県民の会」

連絡先 八戸市根城9丁目19-9 浅石法律事務所・核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団内

メールアドレス miraiomamoru.kenminnokai@gmail.com

ホームページ [URL] <http://kenminnokai.shop>

入会申込はホームページを参照・下記に会費、カンパ等のご協力をお願いします。

振込先 ゆうちょ銀行【記号】18400 【番号】25107731

【名義】カクノゴミカラミライマモルアオモリケンミンノカイ